

令和3年
7月18日執行

上郡町長選挙公報

発行者
上郡町選挙管理委員会



上郡町長候補
うめだ修作
52歳

過疎化を止める5つの策^{プラスワン}

- 1 お祝い金新設など少子化対策と子育て支援
- 2 働き盛り世代へ住宅取得補助と働く場の確保
- 3 電車基地の誘致と、さらに便利な移動手段の構築
- 4 工場、商業施設誘致のための規制緩和
- 5 地域医療・在宅介護など福祉の充実

産廃処分場を建てさせないための
具体策があります

世代交代

町民の不安解消と
子ども最優先のまちづくり

確固たる信念・探求心、アイデアと豊富な経験

◆上郡地区連合自治会推薦 ◆鞍居地区連合自治会推薦 ◆栄町自治会推薦
◆上郡産廃問題対策協議会（上郡・山野里・高田・高田台・鞍居・
播磨自然高原地区連合自治会、西はりまの自然を守る会）支持
元上郡町議会議長・元上郡町商工会青年部長 早稲田大学 人間科学部卒業

未来に責任が持てます

7月18日(日)投票日

投票時間は
午前7時から 午後8時まで



遠山ゆたか

誠実に。着実に。

これまでまいた種を大きく実らせます。

とおやま
遠山ゆたか 無所属

現在は、新型コロナ対策を最優先としています。

・兵庫県下で最も早く、高齢者の新型コロナワクチン接種に成功。

・12歳～64歳の町民のワクチン接種も、早期に完了させます。

わたしの政策—

- ① 町財政の健全化
8年間で、上郡町の借金を大幅に減らしたことにより、新しい事業ができるようになりました。今後も、無駄なコストを削減し、町の未来につながる事業を実現します。
- ② 赤ちゃんを増やしたい
財政状況を鑑みながら、第2子、第3子を安心して出産していただくための大胆な施策を立案中。
- ③ 子育て世代に選ばれる町づくり
若い家庭の移住を促すため、高田台ニュータウンの再生を促進。町立「こども園」の活用、実現間近の中学校給食と併せて、「子どもを育てるなら上郡！」と思ってもらえる町づくりを目指します。
- ④ 高齢者支援のさらなる充実
高齢者の足となる「公共交通」の一層の充実を目指します。
「事業の仕上げ」のために、
安定した町政を「継続」させてください。

明るくいきいき上郡!



ことかわ
琴川けんじ

実現するためにがんばります

- 行政組織のさらなる機能発揮
- 公共交通の取組み
- 医療・介護の取組み
- 子育て支援
- 高齢者福祉
- 農業の取組み

産廃問題
について

不安がある限り住民
投票等の法的手段を
駆使して建設を阻止
します。

プロフィール

昭和30年2月上郡町船坂生まれ（66才）
〔学歴〕
昭和42年船坂小学校卒業
昭和48年淳心学院中・高等学校卒業
昭和52年早稲田大学法学部中退
〔職歴〕
三井生命保険株式会社
国会議員秘書
趣味：ゴルフ・カラオケ
家族：妻・長男・次男（4人家族）

令和3年
7月18日執行

上郡町長選挙公報

発行者
上郡町選挙管理委員会

ルールを守って明るい選挙！

選挙運動の期間

選挙運動は、告示日（7月13日）に立候補の届け出をしてから投票日の前日（7月17日）までに限り行うことができます。それ以外の期間、たとえば、立候補届出前にする選挙運動は、事前運動として禁止されています。

行うことができる主な選挙運動

- 選挙事務所の設置（各候補者1箇所）
- 選挙運動用自動車の使用（各候補者1台、連呼行為などは午前8時～午後8時まで）
- 選挙運動用はがき（町長2,500枚、町議会800枚まで）
- 新聞広告（2回まで）
- ビラの配布（町長5,000枚、町議会1,600枚まで使用できます。ただし、選挙管理委員会が発行する証紙を貼ったもので配布方法にも制限があります。）
- ポスターの掲示（選挙管理委員会設置のポスター掲示場、選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車への掲示のみ。）
- 看板等の設置（選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車のみ定められた数だけ認められています。）
- 街頭演説（午前8時から午後8時まで。）
- 個人演説会

行うことができない選挙運動（禁止されている運動の主なもの）

- 買収
選挙犯罪のうちでもっとも悪質なものであり、法律できびしい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は当選が無効になることがあります。また、受け取った方も罪に問われます。
- 戸別訪問
誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはいけません。また、特定の候補者名や政党名あるいは演説会の開催について言い歩くこともできません。
- 署名運動
誰であっても、特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名を集めてはいけません。
- 飲食物の提供
誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供してはいけません。ただし、お茶や通常用いられる程度の茶菓子、選挙事務所における一定の数の弁当の提供は認められています。
- 氣勢を張る行為
誰であっても、選挙運動のため人目を引こうと自動車を連ねたり、隊列を組んで往来したりしてはいけません。
- 文書図画の頒布、法定外の場所へのポスター、看板等の掲示
はがき（選挙の表示があるもの）やビラ（証紙が貼つてあるもの）など法律で認められているもの以外は、ビラやチラシなどの文書を配布したり回覧することはできません。また、決められた場所以外へのポスター、看板等の掲示も禁止です。

投票日当日、投票所へ行くことができない方は
期日前投票ができます。

●期日前投票ができる期間

日時：7月14日(水)～7月17日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：上郡町役場 1階101会議室

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

7月18日(日)投票日

投票時間は

午前7時から午後8時まで